さぬき市第８次障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査業務（仕様書）

１　委託業務名

さぬき市第８次障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査業務

２　委託業務の目的

本市では、令和９年度から令和１１年度までの次期さぬき市障害者計画並びにさぬき市障害福祉計画及びさぬき市障害児福祉計画の策定を予定している。

そこで、さぬき市の障害者をめぐる生活環境やニーズの変化を把握するためのアンケート調査を実施するものである。

３　委託期間

契約締結の日から令和８年２月２７日までとする。

４　委託業務内容

（１）基礎的なデータの把握

障害福祉をめぐる地域特性や環境動向、地域福祉資源の整備状況等、基礎的な資料及びアンケート調査結果のデータを基に現状把握を行う。

（２）調査の集計・分析

計画対象者及び関係者の生活等に関わる実態や地域の特性を把握するための基礎調査としてアンケート調査を実施し、結果をとりまとめる。

① 調査の対象者

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

・障害者福祉サービス事業所

② サンプル数

・3 障害各手帳所持者合計　1,500 票（回収率 50%）

・障害者福祉サービス事業所　50 票（回収率 90%）

③ 調査方法

・3 障害者（郵送）

・障害者福祉サービス事業所（郵送）

④ 調査の業務内容

アンケート調査票案の作成、発送用封筒・返信用封筒の作成・印刷、封入封緘等の費用及び発送・返信に係る郵送料は、受託者負担とする。なお、宛名ラ

ベルは、本市が用意する。

また、計画策定のために必要な単純集計、経年比較、クロス集計等を行い、計画策定の課題提起につながるよう適切な分析を行い、図表化により分かりやすい結果報告書として取りまとめるものとする。

5　成果品の納品

（1）成果品

・アンケート結果報告書：Ａ４判　５冊、データ納品

（2）納入場所

成果品の納入場所は、さぬき市健康福祉部障害福祉課とする。

（3）納入期限

令和８年２月２７日（木）

6　資料の返還、情報の消去

受託者は、委託業務を完了した際には、本市から提供した本委託業務に係る資料及び情報を速やかに本市に返還し、並びにデータの消去（フォントデータを含む。）を行い、その旨を本市に文書にて提出することとする。

7　再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

8　その他

（1）本委託事業に関する著作権は、全てさぬき市に帰属するものとする。

（2）この仕様書は概略を示すものであり、本仕様書に明記していない事項であっても、目的遂行上当然に必要と認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。

（3）受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後も、また同様とする。

（4）受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等を遵守しなければならない。

（5）仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。